

海外進出をスムーズに！ 「海外輸出規制プラットフォーム」の紹介



一般財団法人食品産業センター
事業推進部
加工食品国際標準化対策事務局

海外輸出規制プラットフォームのトップ画面



<https://yushutukisei.com/>

【HPの構成】



- 使い方の解説動画
- 海外食品添加物早見表
- 規制の解説
 - ・海外食品**添加物**規制
 - ・海外食品**安全**規制
 - ・海外食品**容器包装**規制
 - ・海外食品**表示**規制
 - ・海外**油脂**関連規制
- その他資料
 - ・研修会資料（講師動画）
 - ・お役立ち資料集

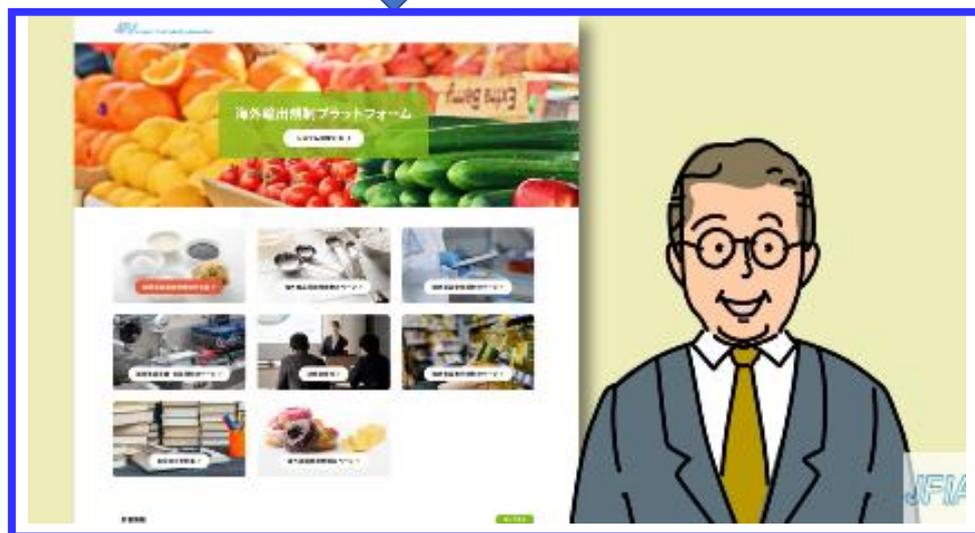
【HPの構成】



- **使い方の解説動画**
- 海外食品添加物早見表
- 規制の解説
 - ・海外食品**添加物**規制
 - ・海外食品**安全**規制
 - ・海外食品**容器包装**規制
 - ・海外食品**表示**規制
 - ・海外**油脂**関連規制
- その他資料
 - ・研修会資料（講師動画）
 - ・お役立ち資料集



概要の解説動画（8分弱）



海外食品添加物早見表の紹介

【HPの構成】

- 使い方の解説動画
- **海外食品添加物早見表**
- 規制の解説
 - ・海外食品**添加物**規制
 - ・海外食品**安全**規制
 - ・海外食品**容器包装**規制
 - ・海外食品**表示**規制
 - ・海外**油脂**関連規制
- その他資料
 - ・研修会資料（講師動画）
 - ・お役立ち資料集



登録添加物一覧

取り扱い説明書

用途一覧 添加物全体

国・地域選択 キーワードを入力 検索

	英名 アルファベット昇順 ▲	色 五十音昇順 ▲	日本	米	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
				国	国	国	国	国	国	国	国	国	国
5'-イノシ	Disodium 5'-Inosinate	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5'-ウリジ	Disodium 5'-Uridylate	-	指定	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5'-グアニ	Disodium 5'-Guanylate	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5'-シチジル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Cytidylate	-	指定	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5'-リボヌクレオチドカルシウム	Calcium 5'-Ribonucleotide	-	指定	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×
5'-リボヌクレオチド二ナトリウム	Disodium 5'-Ribonucleotide	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

→ 日本からの輸出額が多い上位10か国
米、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州
 について、容易に検索・判別ができる無料ツールを提供

【品目番号/関連法規】 21CFR§184.1091	品目番号/ 関連法規	【使用基準出典元 URL】 https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfCFR/CFRSearch.cfm?fr=184.1091 https://www.femaflavor.org/sites/default/files/25.%20GRAS%20Substances%20%284667-4727%29.pdf	使用基準出典元URL
【機能】 風味増強剤、pH調整剤	機能	【成分規格】 本品は、マレイン酸またはフマル酸の水素化によって商業的に調製される。また、スクシノニトリルの水性アルカリ加水分解または酸加水分解によって生成することもできる。 ※成分規格は無償公開されておらず、詳細はFood Chemicals Codex (https://www.foodchemicalscodex.org/)を購入し確認する必要がある。	成分規格（起源/規格値/製法）
【使用基準】 卓上調味料（コンディメント）・薬味（レリッシュ）：0.084%以下（提供時）。 肉製品：0.0061%以下（提供時）。 <FEMA GRAS> 焼成品：200 ppm以下（平均最大使用レベル）。 飲料（ノンアルコール）：100 ppm以下（平均最大使用レベル）。 飲料（アルコール）：200 ppm以下（平均最大使用レベル）。 朝食シリアル：200 ppm以下（平均最大使用レベル）。 チーズ：200 ppm以下（平均最大使用レベル）。	使用基準	【成分規格出典元 URL】 https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfCFR/CFRSearch.cfm?fr=184.1091	成分規格出典元URL

各国での使用基準と、その出典元などの情報を確認することができます。

(過去の実績)

Phase 1 着色料 (83品目)

Phase 2 乳化剤 (59品目)、甘味料 (25品目)、
調味料 (75品目)Phase 3 酸味料 (25品目)、保存料 (27品目)、
酸化防止剤 (56品目)

(今期の予定)

Phase 4 増粘安定剤 (63品目の予定)**(※合計413品目)**

2025年度調査項目

【HPの構成】

- 使い方の解説動画
- 海外食品添加物早見表
- 規制の解説



- ・海外食品**添加物**規制
- ・海外食品**安全**規制
- ・海外食品**容器包装**規制
- ・海外食品**表示**規制
- ・海外**油脂**関連規制

解説動画を収載！

- **その他資料**
- ・研修会資料 (講師動画)
- ・お役立ち資料集

知っておきたい海外規制シリーズのビデオ

- # 1 海外油脂規制
- # 2 海外食品添加物規制
- # 3 海外食品安全規制
- # 4 海外容器・包装規制
- # 5 海外食品表示規制
- # 8 海外容器・包装規制の適合宣言書



もっと知りたい海外規制シリーズのビデオ

- # 6 海外食品添加物規制
- # 7 海外食品安全規制
- # 9 海外容器・包装規制



海外各規制の紹介（食品表示）

【HPの構成】



- 使い方の解説動画
- 海外食品添加物早見表
- 規制の解説
 - ・海外食品**添加物**規制
 - ・海外食品**安全**規制
 - ・海外食品**容器包装**規制
 - ・海外食品**表示**規制
 - ・海外**油脂**関連規制
- その他資料
 - ・研修会資料（講師動画）
 - ・お役立ち資料集

食品表示の例：オーストラリア食品局（National Food Authority）による例示



①食品名称	食品の本質を示すもの。[1.2.2-2]	⑦アレルギー	少量であってもアレルギーを表示。[1.2.3-4]
②Health Star Rating	栄養に関するレーティング（1/2-5星） 記載は任意。	⑧ビジネス情報	食品の供給者（製造者、販売者、輸入者等）の名称と住所を表示。[1.2.2]
③1日の摂取量	国の食事ガイドラインにもとづく1日の摂取量。 記載は任意。[1.2.8-8]	⑨保管方法・使用方法	保管条件、使用方法を表示。[1.2.6]
④重量	食品の正確な重量を表示。[1.2.1-8]	⑩日付表示	使用期限、賞味期限を表示。[1.2.5]
⑤栄養情報	主要な栄養成分を表示。[1.2.8]	⑪ロットの特定	ロット識別コードを表示。[1.2.2-3]
⑥原材料	原材料は重量順に表示。[1.2.4, 1.2.10]	⑫健康・栄養強調表示	健康・栄養に関する強調表示。[1.2.7]
	※[]内はFood Standards Codeの番号	⑬原産国	輸入品か、国産か、その混合物かを表示。 [1.2.1-5]

食品の名称	賞味（消費）期限	原料原産地
原材料	アレルギー	遺伝子組み換え
栄養成分	原産国	強調表示
内容量	氏名／住所	ロット表示
保存方法	製造所／加工所の所在地	各国の特殊なルール等

海外各規制の紹介（食品表示 日本と海外の比較）

豪州/ニュージーランド

食品表示規制③食品表示全般

- 日本と豪州/NZではアレルギーが異なり、豪州/NZはコーデックス規格を参考とした定義となっている。
- 豪州でも原産国表示が求められるが、表示する際はその割合に応じて5段階で記載する必要がある。

表示項目	豪州/NZ	日本
内容量等	[Food Standards Code 1.2.1-8] 正味重量または容量を表示	内容重量、内容体積、内容数量または固形量を表示
保存方法	[Food Standards Code 1.2.6] 保管のための特別な条件を表示	期限表示の保存条件を具体的に表示
消費期限・賞味期限	[Food Standards Code 1.2.5] 賞味期限または使用期限、焼成期限（パンの場合）を表示 ・3か月以内：日及び月の順に記載 ・3か月以上：月及び年の順で記載	食品の特性に応じて消費期限・賞味期限を表示
アレルギー	[Food Standards Code 1.2.3-4] グルテンを含む穀類、すなわち小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト及びそれらの雑種株、甲殻類、卵、魚類、牛乳、落花生、大豆、ごま、木の实（詳細は次頁以降に整理）	小麦、えび、かに、そば、卵、乳、落花生、くるみの8品目が義務（牛肉、豚肉、さば、さけ等20品目を推奨）
原産国	[Food Standards Code 1.2.1-5] 原産国を表示（豪州のみ）以下の5段階で表示（詳細は次頁以降に整理）	輸入品には、原産国を表示
食品関連事業者の氏名または住所	[Food Standards Code 1.2.2] 食品関連事業者の名前と事業所住所	食品関連事業者のうち、表示内容に責任を持つ者の氏名または名称及び住所
製造所または加工所の所在地	[Food Standards Code 1.2.2] 同上	製造所または加工所の所在地及び氏名または名称 ※同一製品を2以上の製造所で製造している場合は消費者庁に届け出た固有記号が使用可能

【HPの構成】



- 使い方の解説動画
- 海外食品添加物早見表
- 規制の解説
 - ・海外食品**添加物**規制
 - ・海外食品**安全**規制
 - ・海外食品**容器包装**規制
 - ・海外食品**表示**規制
 - ・海外**油脂**関連規制
- **その他資料**
 - ・**研修会資料（講師動画）**
 - ・お役立ち資料集

海外規制研修会の開催（令和6年度）

食品添加物

- ・**食品添加物**規制について –日本と海外の規制比較–
- ・**基礎から学ぶ食品添加物法令** –海外法令との比較–

食品表示

- ・加工食品における各国の**食品表示基準**の調査内容について
- ・加工食品の各国の**表示作成実務**における留意点について

食品 容器包装

- ・海外食品輸出に係る**食品容器包装**規制の**最新情報**について
- ・グローバルにおける**容器リサイクル**への**対応事例**について

食品安全

- ・**食品安全**管理規格「**JFS規格**」の特徴（A・B・B Plus・C）
- ・**GFSI承認プログラム**の成り立ちと役割、日本での歩み

**各規制について、専門家がセミナー形式で解説。
解説動画は輸出規制プラットフォーム内にて、アーカイブで確認可能**



各社の**開発支援公募**を紹介

海外輸出規制プラットフォーム

<https://yushutukisei.com/>

ご利用下さいます様
お願い申し上げます。

